

北秋田市地球温暖化防止実行計画

2018年3月

北秋田市地球温暖化防止実行計画

－ 目 次 －

1. 計画策定の背景

1-1	地球温暖化問題や国内対策の動向	1
1-2	これまでの北秋田市の取組	1
1-3	北秋田市の基本目標	2

2. 計画の概要

2-1	計画の目的	3
2-2	計画の基準年度	3
2-3	計画の対象範囲	3
2-4	算定対象となる温室効果ガス	5
2-5	計画の期間	6
2-6	関連計画との位置づけ	6

3. 温室効果ガス排出量

3-1	基準年度における排出状況	8
3-2	二酸化炭素排出量の推移	8

4. 目標と基本方針

4-1	削減目標	9
-----	------	---

5. 取組内容

5-1	達成に向けた具体的な取組	10
5-2	北秋田市環境基本計画で定める市の責務	13

6. 計画の進行管理

6-1	点検・評価・見直し・公表	15
-----	--------------	----

1. 計画策定の背景

1-1 地球温暖化問題や国内対策の動向

今日の世界的な社会経済活動や産業活動の拡大に伴い、資源の大量消費・大量廃棄や、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などの環境問題が引き起こされてきました。こうしたことから、平成4年6月に、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」が開催され、21世紀に向け持続可能な開発を実現するための行動計画「アジェンダ21」が採択されるなど、国際的な環境問題の取り組みの重要性が発信されました。

これを受け日本では、平成5年に「環境基本法」が制定され、翌年に「第一次環境基本計画」が策定されたのち、地球温暖化対策や循環型社会形成、生物多様性などについて、法整備や行動にむけた計画づくりが進められてきました。最近では、平成27年12月に気候変動枠組条約第21回締結国会議（COP21）がパリで開催され、歴史上はじめて、すべての国を対象とした温室効果ガスの排出量削減のための新たな国際的枠組みが決定され、日本においても、2030年目標（温室効果ガス排出量の2013年比26%削減）を提出しました。この20年間で環境への意識は、節電などの省エネルギーへの取り組みや、化石燃料由来のエネルギーから自然エネルギーへの転換、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会から「3R」を基本的な考え方とした循環型社会の形成推進など、限りある資源を大切にしていこうという意識へと、国際社会全体で変わってきています。

1-2 これまでの北秋田市の取組

当市では平成28年3月に、環境の保全及び創造についての基本理念を定め、市民、事業者、市の責務を明らかにし、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進していくため「北秋田市環境基本条例」を制定しました。

地球温暖化などの大規模な環境問題から、地域における不法投棄などの問題まで、環境問題は一朝一夕に解決できるものではありません。わたしたち一人一人が、これまでの活動を振り返り、日常生活での環境負荷を減らす行動を継続的に積み重ねていくことが重要であり、また、国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」では、2020年には当市の人口が29,765人（高齢化率40.9%）、2040年には18,630人（高齢化率49.9%）となると推計されており、人口が減少し高齢化が進むことにより環境の課題も大きく変わるものと考えられます。

これらの情勢を踏まえながら、これまでに蓄積されてきた環境問題や今後予想される長期的な環境問題に対応するため、平成29年2月には環境の保全及び創造に関する総合的・長期的な目標と施策の方向を定めた「北秋田市環境基本計画」を策定して、現在及び将来の北秋田市民の健康で文化的な生活及び豊かな自然を確保し、様々な環境問題の対策へ寄与することとしています。

1-3 北秋田市の基本目標

第2次北秋田市総合計画の「環境・都市基盤分野の基本理念」を北秋田市環境基本計画でも「目指すべき環境像」として設定し、恵まれた自然環境を後世に引き継ぐため、森林・河川環境の保全に努めるとともに、リサイクル体制の確立や省エネ・再生可能エネルギーの推進などを通じ、環境問題に対応していくこととしています。

目指すべき環境像

「自然を愛し 環境をととのえる 美しいまちづくり」

また、目指すべき環境像を実現するためには、様々な環境課題に取り組んでいく必要があることから、北秋田市環境基本計画では、北秋田市環境基本条例第7条に規定されている基本方針に基づき、次の4つの基本目標を掲げています。

目指すべき環境像の実現に向けた4つの基本目標

基本目標 1. 健康で安心して暮らせる住みよいまち

基本目標 2. 豊かな自然と共生し未来につなげるまち

基本目標 3. 資源を大切に環境をまもるまち

基本目標 4. みんなで環境について考え行動するまち

2. 計画の概要

2-1 計画の目的

地球温暖化対策には、市民、行政、企業が、それぞれの立場で取り組んでいくことが必要不可欠ですが、地方公共団体は当該行政区域において、温室効果ガス排出量の比較的大きい経済主体であるため、自らの事務・事業により排出される温室効果ガスの排出量を抑制することは、地域全体における温室効果ガス排出量の実質的な削減に寄与するものであり、地域全体の模範となるべく率先的に取り組んでいく立場にあります。

本実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項により策定が義務付けられている「地方公共団体実行計画（事務事業編）」の位置づけとし、「地球温暖化対策の推進に関する法律第 19 条第 2 項」及び「北秋田市環境基本条例第 4 条」に基づき、市が率先して事務・事業に関して温室効果ガスの排出削減に取り組み、地球温暖化対策を推進することを目的とします。

2-2 計画の基準年度

本計画は2015年度を基準とし、目標及び目標達成度を明らかにしながら取り組んでいきます。

2-3 計画の対象範囲

本計画は、原則として北秋田市が行うすべての事務・事業（教育委員会、消防本部、上下水道事業、病院事業を含む）を対象とするものとし、指定管理や委託等の外部発注事業により実施する事務・事業についても温室効果ガス排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者等に対して要請します。

◆対象施設及び管理担当課

対象施設	管理担当課
本庁舎／第二庁舎／宮前町庁舎／労働福祉会館	財政課
阿仁定住促進住宅	総合政策課
クリーンリサイクルセンター／栄最終処分場／大阿仁墓園／鷹巣斎場／増沢ストックヤード／森吉ストックヤード	生活課
合川庁舎／こいこいパーク／合川中央駐車場	合川総合窓口センター
森吉庁舎／老人福祉センター／前田出張所	森吉総合窓口センター
阿仁庁舎／山村開発センター／大阿仁出張所	阿仁総合窓口センター
地域福祉センター／補助器具センターたかのす／老人憩いの家「ことぶき荘」	高齢福祉課
あいかわ保育園／米内沢保育園／前田保育園／阿仁合保育園／大阿仁保育園／綴子児童館／鷹巣児童館／鷹巣西児童館／鷹巣中央児童館／わんぱあく／サテライトステーションさかえ／もろびこども園／障害者生活支援センター／フードセンターたかのす	福祉課
北秋田市（鷹巣・合川・森吉・阿仁）保健センター／北秋田市民病院／米内沢診療所／国保合川診療所／阿仁診療所	医療健康課
森吉構造改善センター／鷹巣牧場／農林産業物出荷施設／あじさい公園	農林課
大太鼓の館／湯の岱温泉／妖精の森コテージ／クウィンス森吉／四季美館／森吉山荘／阿仁異人館・伝承館／打当温泉マタギの湯／くまくま園／比立内道の駅／セントラル合川／阿仁スキー場	商工観光課
道路管理施設	建設課
簡易水道施設／公共下水道施設／農業集落排水施設	上下水道課
消防施設	消防本部
学童研修センター／鷹巣北部給食センター／もりよし学校給食センター	教育委員会総務課
小学校（10校）／中学校（5校）	学校教育課
文化会館／市民ふれあいプラザ／公民館／浜辺の歌音楽館／交流センター／児童クラブ（鷹巣・合川・米内沢・前田）／上杉あいターミナル／長岐邸／陶芸ハウス／伊勢堂岱縄文館	生涯学習課
体育館（鷹巣・合川・森吉・阿仁）／北健康増進センター／鷹巣陸上競技場／野球場（中央公園・森吉・合川）／市民プール／合川プール／スキー場（薬師山・湯口内・松森）／森吉農村広場／米代川河川緑地	スポーツ振興課

2-4 算定対象となる温室効果ガス

温室効果ガスの総排出量算定の対象となるのは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に定められた下記の7種類の物質ですが、本計画では、その95%を占める二酸化炭素の排出量削減に重点を置き、取組みを推進していきます。

- 二酸化炭素 (CO₂)
- メタン (CH₄)
- 一酸化二窒素 (N₂O)
- ハイドロフルオロカーボン (HFC) のうち政令で定めるもの
- パーフルオロカーボン (PFC) のうち政令で定めるもの
- 六ふっ化硫黄 (SF₆)
- 三ふっ化窒素 (NF₃)

◆温室効果ガスの種類 (地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項)

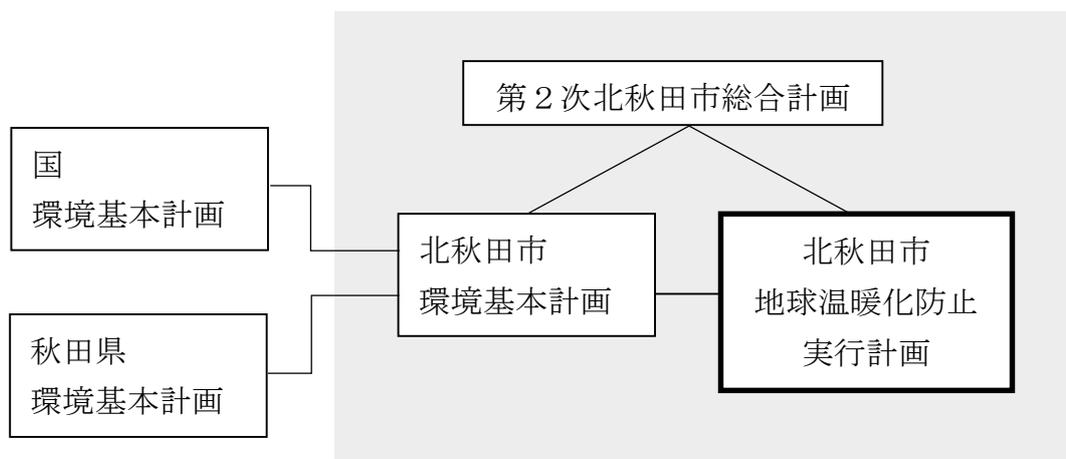
ガス種類	人為的な発生源	
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、京都議定書により対象とされる6種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
メタン (CH ₄)	自動車の燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約21倍の温室効果がある。	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約310倍の温室効果がある。	
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。二酸化炭素と比べると重量あたり約140～11,700倍の温室効果がある。	
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される (地方公共団体では、ほとんど該当しない) 二酸化炭素と比べると重量あたり約6,500～9,200倍の温室効果がある。	
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される (地方公共団体では、ほとんど該当しない) 二酸化炭素と比べると重量あたり約23,900倍の温室効果がある。	
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている (地方公共団体では、ほとんど該当しない)	

2-5 計画の期間

2018年度から2022年度まで

本計画の計画期間は、2018年度から2022年度までの5年間とし、計画期間中の状況変化や進捗状況に合わせ、目標等については適宜見直しを行います。

2-6 関連計画との位置づけ



【実行計画策定の根拠】

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村は、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「実行計画」という）を策定するものとされています。

また、同条第8項、第9項に基づき、都道府県及び市町村は実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表し、同条第10項に基づき、実行計画措置の実施状況（温室効果ガス総排出量を含む）を公表しなければならないとされています。

【実行計画と関連制度】

実行計画は、すべての地方公共団体が策定義務を負うものですが、温室効果ガスの総排出量の報告等を行う「算定・報告・公表制度」や「エネルギー使用の合理化に関する法律」における定期報告等、事業者として義務を負う関連制度もあります。

◆実行計画及び関連制度

	実行計画（事務事業編）の策定・公表	算定・報告・公表制度に基づく特定事業者としての報告等	エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）に基づく報告等
根拠	地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項	地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 10 項	エネルギー使用の合理化に関する法律第 7 条の 1
対象者	地方公共団体	◇すべての事業所のエネルギー年間使用量が 1500k1 以上である事業者 ◇エネルギー起源 CO ₂ 以外の温室効果がガスでは、すべての事業所における特定の温室効果ガスの排出量合計が、3000 t-CO ₂ 以上である事業者	◇すべての事業所のエネルギー年間使用量が原油換算で 1500k1 以上である事業者
対象ガス	◇二酸化炭素（CO ₂ ） ◇メタン（CH ₄ ） ◇一酸化二窒素（N ₂ O） ◇ハイドロフルオロカーボン（HFC） ◇パーフルオロカーボン（PFC） ◇六ふっ化硫黄（SF ₆ ） ◇三ふっ化窒素（NF ₃ ）	◇二酸化炭素（CO ₂ ） ◇メタン（CH ₄ ） ◇一酸化二窒素（N ₂ O） ◇ハイドロフルオロカーボン（HFC） ◇パーフルオロカーボン（PFC） ◇六ふっ化硫黄（SF ₆ ） ◇三ふっ化窒素（NF ₃ ）	◇建物において使用する燃料、熱、電気 ※自動車の燃料は対象外
義務	◇実行計画（事務事業編）の策定・公表 ◇温室効果ガス排出量の公表	◇定期報告書の作成・提出	◇エネルギー使用状況の届出 ◇エネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者の選定・届出 ◇中長期計画書の作成・提出 ◇判断基準の遵守（管理基準の作成、省エネ措置の実施等） ◇定期報告書の作成・提出 ※平均 1 パーセント以上のエネルギー消費原単位の低減

3. 温室効果ガス排出量

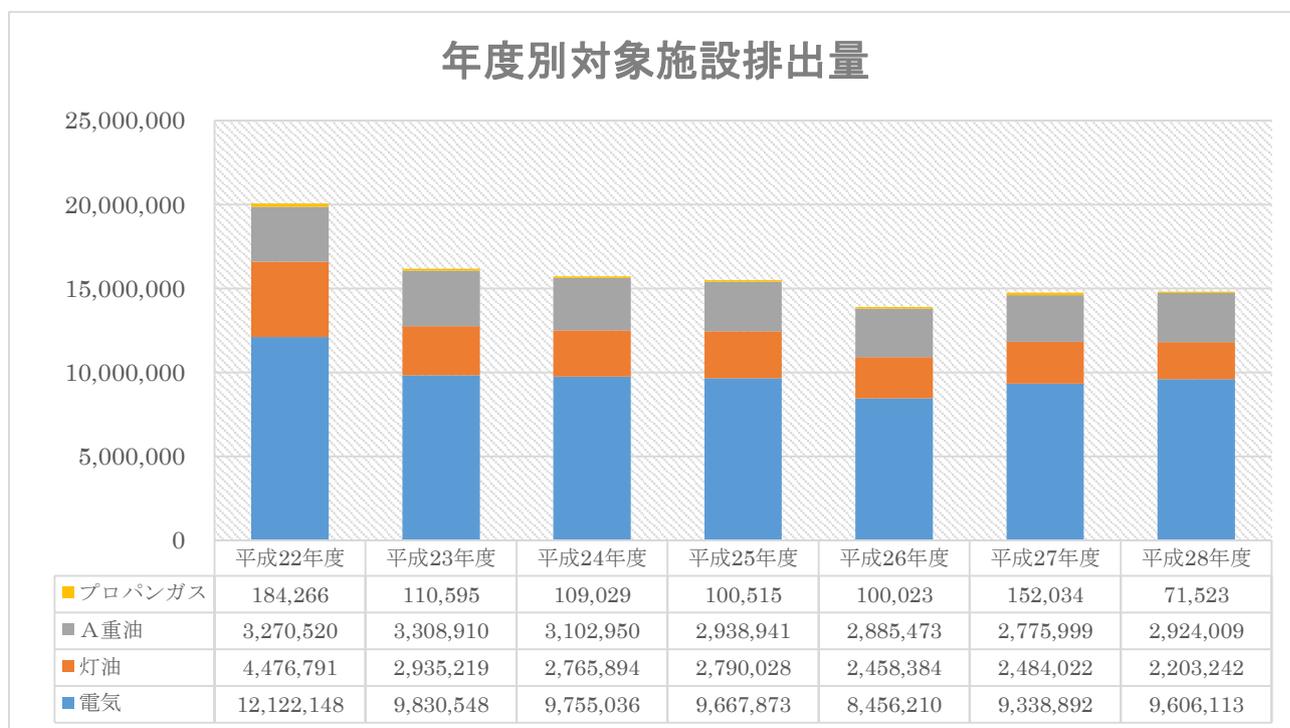
3-1 基準年度における排出状況

2015 年度（基準年）の事務・事業に関わる二酸化炭素の総排出量は、次のとおりです。

項目	単位	使用量	CO ₂ 排出量 (kg)	排出係数
ガソリン	L			2.32
軽油	L			2.58
灯油	L	997,599	2,484,022	2.49
A重油	L	1,024,354	2,775,999	2.71
LPG	m ³	50,678	152,034	3.00
電気	KWh	16,298,241	9,338,892	0.57
計			14,750,947	

※ガソリン・軽油については、2017 年度から集計を開始する。

3-2 二酸化炭素排出量の推移



4. 目標と基本方針

4-1 削減目標

日本では、2015年11月に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、2030年の日本の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減するとして、国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。

これに基づき当市でも次の目標を掲げ、温室効果ガス排出削減に取り組んでいきます。

年間1%、5年間で5%の削減を目指します

本計画では、削減対象となっている温室効果ガスのうち、その95%を占める二酸化炭素の排出量削減に重点を置き、主な排出要因である電気及び燃料の使用について、数値目標を掲げて使用料削減に取り組むほか、温暖化防止につながる水道使用の抑制及びコピー用紙の使用料削減に努め、2015年度を基準年として年間1%、計画期間の5年間で5%の削減を目標とします。

なお、燃料の使用形態は施設により大きく異なることが推測されることから、目標として削減比率を一律に掲げることは困難であります。よって職員一人一人が環境に配慮し、エネルギー使用量等の削減を徹底して、市役所全体の取組として削減目標の達成に向け取り組んでいきます。

5. 取組内容

5-1 達成に向けた具体的な取組

削減目標等の達成のため、次のような取組を推進していきますが、目標の達成状況、予算の配当状況、円滑な業務の遂行、市民サービスの向上、気候条件による影響等を考慮しながら実施し、削減目標等の達成のために有効と認められる取組がある場合は、柔軟に対応するものとします。

◆施設整備（改修）に係る取組

[照明機器等]

- 新築時はLED化を原則とし、既施設についても可能な限りLED化に努める。
- 電気使用量節減のため、省エネルギー設備・器具等の導入を検討する。

[空調設備等]

- 新築、改築、修繕、更新及び改修時には、高効率空調設備等を導入する。

[建物の断熱化]

- 新築、改築、修繕、更新及び改修時には、断熱構造化を促進する。

[再生可能エネルギー設備]

- 新築、改築、修繕、更新及び改修時には、太陽光発電設備及び地中熱利用設備等の導入を検討する。

◆電気設備等の使用に係る取組

[照明器具]

- 昼休みの消灯、晴天時の窓際消灯を徹底し、照明時間を短縮する。
- 会議室・トイレ・廊下・階段・共有部分の使用時のみの点灯、時間外勤務時の必要最小限の点灯、業務に差し支えない程度の間引きに努める。
- 照明器具の適切な管理・清掃を行う。

[OA機器（コピー機、ファクシミリ、パソコン、プリンタ等）]

- OA機器は複合機の導入や共有使用などにより、設置台数を必要最小限とする。
- 複合機のスキャン機能等を積極的に活用し、紙の省資源を図る。
- 使用していないOA機器の電源を切る。
- 節電（待機電力）モードの設定を徹底する。
- 更新、導入に当たっては電力消費量の少ない製品を選択する。
- 会議資料等の部数は必要最小限とし、コピー機等の使用を節減する。

[その他の電気使用機器（冷蔵庫、電気ポット、テレビ等）]

- 設置台数は必要最小限とする。

- 使用していない機器のプラグをコンセントから抜く。
- 更新、導入に当たっては電力消費量の少ない製品を選択する。
- シュレッダーの使用は、個人情報や機密書類の廃棄など必要最小限とする。
- 設置している機器の適切な管理・清掃を行う。

[昇降機、エレベーター]

- 職員は、エレベーターを荷運び以外に使用しない。

[その他]

- 業務の見直しや効率化等により、業務に係る電気使用量の削減に努める。
- ノー残業デーの定時退庁を徹底する。
- トップランナー制度の対象となる機器については、制度の基準を満たしたものを導入するよう努める。

◆施設燃料の使用に係る取組

[冷暖房]

- 冷暖房は適正な温度（冷房28℃、暖房19℃）に設定する。
- 冷暖房の効率を上げるため、ブラインド等を効果的に活用する。

[ガス器具（ガスコンロ、ガス給湯器）]

- ガス器具の使用は必要最小限とする。
- コンロの火力や給湯器の設定温度は目的に合わせて調節する。

◆公用車の使用に係る取組

[次世代自動車の導入等]

- 公用車の新規導入や更新の際は、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車等の次世代自動車を積極的に導入する。
- トップランナー制度の燃費基準を満たし、かつ低排出ガス車認定制度の認定を受けたものを導入するよう努める。

[公用車使用におけるエコドライブの実践]

- 急発進、急加速、急停止をしない安全走行に努める。
- 運行距離は最短距離を選択するなど走行距離を少なくする。
- カーエアコンの使用を控えめにする。
- 無駄なアイドリングを行わない。
- 運行前点検を行い、タイヤの空気圧を適切に保つ。

[その他]

- 出張の際は可能な限り公共交通機関を利用する。
- 近距離の用務には、徒歩や自転車を利用する。

◆省資源及び廃棄物排出抑制に係る取組

[水道水使用量の削減]

- 庁舎管理者は、設備の水量調整等を徹底し節水に努める。
- 使用量の大きいプールなどでは、施設の適切な管理に努める。

[可燃ごみ排出量の削減]

- シュレッダーの使用は、個人情報や機密書類の廃棄など必要最小限とする。
- 使い捨て製品の使用や購入を抑制する。
- 使用済封筒は組織内相互の郵便や庁内連絡用に再利用する。
- 物品や備品の故障等の際には修繕により再使用に努める。

[コピー用紙使用量の削減]

- コピー用紙の購入は、当該年度の業務量や前年度購入量等を勘案し、計画的に行う。
- 両面コピーや縮小コピーを徹底する。
- コピー機の使用後はリセットボタンを押し、ミスコピーを防止する。
- 片面使用済のコピー用紙は、内部資料、メモ用紙、FAX用紙等として再利用する。
- 文書配付を控え、回覧や掲示板等の利用により資料の共有化を図る。
- 文書送付は電子メールをできるだけ利用し、文書のペーパーレス化を図る。
- 文書は、可能な限りパソコン画面上の閲覧とし、印刷を控える。
- 複合機のスキャン機能等を積極的に活用し、コピー及び印刷機能の使用を節減する。
- プリンタ設定を見直し、両面印刷・集約印刷・再利用用紙設定等を徹底する。

◆グリーン購入に係る取組

- グリーンステーションのエコマーク商品掲載カタログやエコマーク商品総合情報サイトを参考に物品等を購入する。
- グリーン購入ネットワークのウェブサイト商品検索機能を参考に物品等を購入する。
- 国及び業界団体が定める、各種の環境ラベル表示を参考に物品等を購入する。
- 環境管理課は、庁内LANなどを利用したグリーン購入に関する情報提供を行う。
- グリーン購入の取組状況は、秋田県グリーン調達方針等により点検する。

◆その他の取組

[二酸化炭素吸収作用の保全]

- 市有地の管理にあたっては、温室効果ガスの吸収に資する緑化の推進に努める。
- 市有建築物の新築、改築、修繕、更新時には、地元産木材の利用に努める。

[職員への意識啓発]

- 研修会を開催し、職員一人一人が環境配慮意識を持って取り組むよう啓発を図る。

5-2 北秋田市環境基本計画で定める市の責務

1. 住環境の充実と公害の防止

- ▷低公害車の購入について啓発していく。
- ▷アイドリングストップを実践しながら啓発していく。
- ▷野焼きの防止について啓発し、巡回や指導を徹底する。
- ▷車両通行時に騒音、振動が起こらないよう、道路の適正な維持管理に努める。
- ▷騒音や振動、悪臭の苦情があった時は、発生者に対して指導を行う。
- ▷地下水や浸出水、水道水について水質検査を徹底する。
- ▷ごみの分別・排出について、出前講座などを活用し、周知啓発に努める。
- ▷不法投棄監視員等と連携し、監視パトロールの強化を図り、不法投棄防止を徹底する。
- ▷不法投棄の防止体制について、適宜見直しを図り、強化に努める。
- ▷犬、猫などのペットの適正飼育を啓発する。
- ▷環境放射線の測定を継続し、市民に周知していく。
- ▷河川の水質などの環境情報について、管理者等と連携して情報を把握する。

2. 自然の活用と保全

- ▷自然資源や野生動植物の生態系の保全に配慮した事業活動を行う。
- ▷森林、公園、河川などの計画的な整備や、適正な維持管理を行う。
- ▷造林や間伐などを適正に行い、計画的な土地利用を図り、森林や田園等を保全する。
- ▷河川管理者と連携し、景観の維持に努める。
- ▷森林や公園などで自然を体験できる機会を提供するため、関係者と積極的に連携し、自然に触れることを通して、自然環境保全を学べるような機会の提供に努める。
- ▷市民に親しまれる水と触れ合う場所の創出や、イベント等での活用に向け、河川管理者や事業者等と連携し、動植物の生育環境や景観に配慮した河川づくりに努める。
- ▷子どもから高齢者まで、誰もが気軽に自然と触れ合えるイベント等を企画する。
- ▷市民、団体、NPOのもつ環境についての情報の把握に努める。
- ▷耕作放棄地の発生抑制に向けた取組を推進する。

3. 循環型社会の推進

- ▷ものを長く使うことやごみの減量化について、実践しながら啓発していく。
- ▷ものを修理して使い、むやみに買い換えないことを実践しながら啓発していく。
- ▷コピーやメモ用紙などは裏紙の有効利用を実践しながら啓発していく。
- ▷情報伝達などは電子媒体により行い、ペーパーレス化を実践しながら啓発していく。
- ▷ごみの分別・排出について、出前講座などを活用し、周知啓発する。
- ▷節電、節水の啓発をする。
- ▷クールビズなど服装による温度調整を実践しながら啓発していく。

- ▷アイドリングストップを実践しながら啓発していく。
- ▷市内のエネルギー使用量の把握に努め、省エネや地球温暖化問題等について啓発する。
- ▷食品ロスについて啓発し、生ごみの廃棄量の減少に取り組む。
- ▷国や県の啓発マークやキャラクター等を活用し、親しみやすい啓発に努める。
- ▷フリーマーケットなどの機会の提供を支援する。
- ▷リサイクルの推進のため、こでん回収ボックスの利用を推進する。
- ▷リサイクルの推進のため、市民にリサイクルの現状などの情報を積極的に発信し、資源ごみの分別に関する意識の向上を図る。

4. 街並みと文化の継承

- ▷市内の歴史や伝統に関して啓発していく。
- ▷お祭りなどの伝統行事の企画や存続を支援する。
- ▷文化財の保護に努める。
- ▷新たな文化の発見できるような機会を検討していく。
- ▷景観を維持するため、まちの美化活動を企画し、啓発していく。
- ▷空き地や道路沿いの雑草や側溝の汚泥などによる景観の悪化防止に努める。
- ▷地域の歴史文化を再認識できるよう、歴史文化財に触れる機会を積極的に作っていく。

5. 環境パートナーシップの構築

- ▷環境に対する意識を高めるような情報を収集し、積極的に啓発していく。
- ▷クリーンアップなどの環境保全活動を積極的に実施する。
- ▷環境に関する出前講座などにより、環境学習の機会を提供していく。
- ▷子どもたちから環境意識を高めていけるような環境教育の機会の創出に向け、学校や事業者などと協力していく。
- ▷フリーマーケットなどの機会を提供し、再利用を推進していく。
- ▷公共交通機関の利用について実践しながら啓発していく。
- ▷環境に関する専門的知識のある活動リーダーの人材把握に努めるとともに、その活用にも努める。
- ▷市民、団体、NPOのもつ環境についての情報の把握に努める。
- ▷国や県、NPOなどが実施する環境学習の機会について周知・啓発に努める。
- ▷地域コミュニティや住民団体などによる環境に関する活動・企画を支援する。
- ▷温暖化対策に資する「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」の普及啓発、事業活動の支援を図る。
- ▷広報やHPなどを利用し、市の環境に関する情報などを発信していく。
- ▷6月の環境月間などに、環境に関するイベントを企画するなど、定期的に意識づけできるような機会の創出に努める。

6. 計画の進行管理

6-1 点検・評価・見直し・公表

本計画を着実に推進するためには、施策及び事業の成果について定期的に把握し、評価し、適切な見直しを継続的に行っていくことが重要です。

このため、本計画の進行管理は、P D C Aサイクルの考え方にに基づき、計画の策定 (Plan)、施策の実施及び推進 (Do)、実施状況などの点検及び評価 (Check)、評価結果を計画へ反映させる見直し (Action) という一連の手続きに沿って、継続的な進行管理をしていきます。

